

●香川県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年5月27日から同年6月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7年5月27日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町笠田竹田字澤 745番1地先から 三豊市豊中町笠田竹田字澤 730番1地先まで	7.7～15.8	161	令和6年10月25日付け香川県告示第209号の一部

- 4 供用開始の期日 令和7年5月27日